

青色申告

蒲田会報

No. 813

令和5年2月号

ホームページのパスワード
r7ux

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目43番7号ロイヤルハイツ蒲田307号
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381
http://www.kamata-airo.or.jp

発行人 江川 慎郎

確定申告が始まります!!

本年も確定申告が始まります。会員の皆様におかれましては、令和4年分の確定申告の準備にお忙しいことと存じます。

令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の提出は、2月16日(水)から3月15日(水)まで、消費税及び地方消費税は、3月31日(金)までとなっております。

令和4年中に土地・建物の譲渡等があった方など、税務署での相談が必要な場合は、2ページの「蒲田税務署からのお知らせ」をご覧ください。

○決算書・申告書の早期提出

早期提出を心がけて内容を見直す余裕を持ちましょう。なお、期限を過ぎてから「期限後申告」を提出した場合や「修正申告」を提出した場合には延滞税・加算税など本税以外の税金を負担しなければならぬ場合があります。また、税額が減ることに気付いた場合には「更正の請求」ができる場合がありますが、訂正申告より手続が煩雑となりますのでご注意ください。

○納付手続き

国税の納付は、安心・便利な「キャッシュレス納付(クレジットカード納付・ダイレクト納付・振替納税・インターネットバンキング等)」をご利用ください。なお、振替納税は、新規申込みや、管轄税務署や金融機関を変更する場合、事前手続きが必要となります。納付期限・振替納税口座引落日につきましては、下表でご確認ください。

○延納

所得税及び復興特別所得税について、納付期限(令和4年分は令和5年3月15日)までに一括納付が困難な場合に2分の1以上を法定納期限までに納付することにより残額を5月31日まで延納することができます。なお、延納税額を完納する日まで日数計算により利子税が課されます。※利子税率は0.9%。計算した利子税額が1,000円未満の場合には利子税は課されません。該当する方は、事務局での指導時にお申出ください。

○令和2年(または特定期間)の課税売上高が1,000万円を超えている場合
令和4年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、令和4年分の消費税課税事業者になります。この場合、下表の期限までに、令和4年の売上金額や仕入・経費等による消費税の確定申告と納税を行う必要があります。

○令和4年の課税売上高が1,000万円を超えた場合

令和6年分の消費税の課税事業者に該当します。新たに課税事業者となる場合には、「消費税課税事業者届出書」をすみやかに所轄の税務署に提出してください。

令和6年から簡易課税を選択する場合は、令和5年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出してください。

また、令和5年1月1日から6月30日まで(特定期間)の課税売上高が1,000万円を超えた方も、令和6年分の消費税の課税事業者となりますので、ご注意ください。なお、特定期間の課税売上高は、給与等支払額の合計額で判定することもできます。※課税売上高とは、消費税の課税対象となる取引の売上高をいいます。



○令和4年分の確定申告関係の期限は、表のとおりです。

	所得税及び復興特別所得税	消費税及び地方消費税	贈与税
申告・納付期限	令和5年3月15日(水)	令和5年3月31日(金)	令和5年3月15日(水)
振替納税口座引落日	令和5年4月24日(月)	令和5年4月27日(木)	制度なし
延納税額納付期限(口座引落)	令和5年5月31日(水)	制度なし	相続税法上の延納制度がありますので税務署相談窓口にてご相談ください。

医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。医療費の領収書の添付又は提示によることは出来ません。

確定申告期限等から5年間、税務署からの領収書の提示又は提出を求められる場合がありますので、領収書はご自宅等で保管してください。

蒲田税務署からのお知らせ

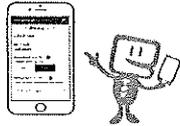
【問合せ先】〒144-8556 大田区蒲田本町2-1-22 TEL 03 (3732) 5151 (代表)
 ※お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

自宅から e-Tax が便利！

～ 申告書の作成・送信は国税庁ホームページをチェック～

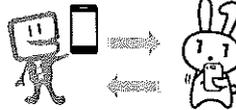
自動計算

画面の案内に沿って入力すれば税額まで自動計算



自動入力

マイナポータル連携や過去の申告データを利用して自動入力



自宅から

マイナンバーカードとスマホで e-Tax！

e-Tax なら早期還付されます！



←スマホはこちら



申告書作成会場の開設について

～ 混雑（3密）回避のため入場整理券を配付します～

開設期間	会場・所在地	時間
2月1日(水) ～3月15日(水) ※土、日及び祝日を除きます。ただし、2月19日及び2月26日の日曜日は開場します。	蒲田税務署 大田区蒲田本町 2-1-22	【受付】 午前8時30分から午後4時まで ※入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。 【相談】 午前9時15分から午後5時まで

オンラインで事前発行

LINE アプリで国税庁の公式 LINE アカウントを友だち追加してください。



友だち追加はこちらから！

- 申告書等の提出のみの場合は、蒲田税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
- 令和4年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
- 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINE による事前発行で入手することが可能です。是非、LINE による事前発行をご利用ください。
- 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。
- 税務署内の駐車場は、令和5年2月1日(水)から3月31日(金)までの期間はご利用いただけませんので、お車の来場はご遠慮ください。

会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

～ 申告書作成会場は感染防止策を講じた上で開設します～

- 相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないといった対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。
- ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。
- ご来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いいたします。
- 入場の際に検温を実施しており、37.5 度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、来場を控えていただくようお願いいたします。

～事業所得者・不動産所得者のみなさまへ～

消費税 インボイス制度について

令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！！

スマートフォンからでも e-Tax で申請できます。

e-Tax のご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。



インボイス制度
特設サイト



令和4年度
納税表彰式

11月15日(火)、プラザ・アペアにおいて、令和4年度納税表彰式が行われました。(蒲田税務署と税務五団体(青色申告会・法人会・間税会・納貯連合会・税理士会)の共催)なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、祝賀会は中止となりました。当会の受表彰者は次の方々です。

(順不同、敬称略)

◎ 税務署長表彰受表彰者

石井秀邦 (支部長)

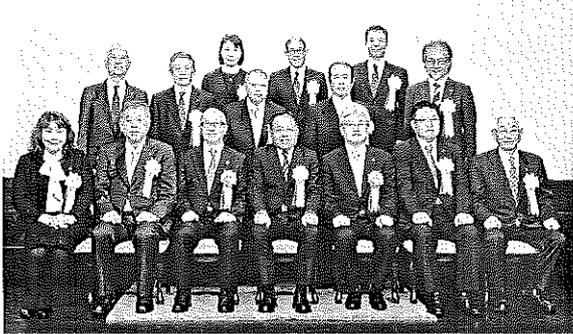
◎ 税務署長感謝状受表彰者

佐藤康彦 (副会長)

中野達夫 (副会長)

◎ (一社)蒲田青色申告会会長感謝状受表彰者

清水鉄郎 (理事)



税務署長表彰受表彰者



税務署長
感謝状受表彰者



税務五団体長
感謝状受表彰者

★ 東京都主税局長表彰受表彰

10月28日(金)、新宿NSビルにおいて、永年にわたる都の税務行政の推進により、理事石井敏恵氏に東京都主税局長より税務功労者感謝状が贈呈されました。

★ 大田都税事務所長感謝状受表彰

11月25日(金)、大田都税事務所において、永年にわたる都の税務行政の推進により、副会長中野達夫氏に大田都税事務所長より税務功労者感謝状が贈呈されました。

★ 「税についての作文」表彰式開催

11月15日(火)、プラザ・アペアにおいて、令和4年度の中学生の「税についての作文」表彰式が行われました。蒲田青色申告会会長賞は、蓮沼中学校3年生原田怜苑さんの「つなぐ」に決定しました。

都税だより

★ 2月は固定資産税・都市計画税

第4期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、2月28日(火)までにお納めください。

納税には、スマートフォン決済アプリをご利用いただけるほか、インターネット上の専用サイトからクレジットカードでも納付できます。また、口座振替や金融機関・郵便局のペイジー対応のインターネットバンキング、モバイルバンキング、ATMでも納付できますので、ぜひご利用ください。なお、口座振替のお申込方法は、主税局徴収部納税推進課(03-3252-10955)までお問い合わせください。(土日・休日、年末年始を除く午前9時から午後5時まで)

★ 個人住民税の寄附金税額控除を受けるには確定申告が必要

地方自治体や一定の団体等に対して2,000円を超える寄附をした場合、一定額を上限として、個人住民税の税額控除を受けることができます。税額控除を受けるためには、確定申告書の「住民税に関する事項」欄に寄附先及び寄附金額等を記載し、領収書等を添付の上、税務署に申告する必要があります(所得税が課税されずに個人住民税のみが課税される方は、お住まいの区市町村に住民税申告を行ってください)。

★ 都税がスマートフォン決済アプリで納付できます

都税の納付にスマートフォン決済アプリを是非ご利用ください。アプリ内で納付書のバーコードを読み取るだけで、いつでも、どこでも納税できます。なお、令和4年11月から楽天銀行アプリでも納付できるようになりました。詳細は、主税局ホームページをご確認ください。

(https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/tozei_nouzei.html#L16)

【お問い合わせ先】大田都税事務所

電話 03(3733)2411(代表)

【当会の役員はボランティアで活動しております】

インボイス制度の指導について

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。令和5年10月1日に登録を受けようとする事業者の申請期限は、原則として令和5年3月31日までとなります。

「適格請求書発行事業者」の登録を受けるかどうかは事業者の任意ですので、ご自身で判断し、ご自身で申請手続き等を行ってください。

当会では令和5年3月31日までの期間、インボイス制度の質問等は受け付けませんので、ご了承ください。

なお、「適格請求書発行事業者」の登録を受けた方につきましては、準備しなくてはならないことなどの留意点や消費税の申告等についての説明会を令和5年4月以降に開催予定ですので、会報やホームページでご確認ください。

事務局より

◎お願い

確定申告時期は来局者が多く、事務局の受付は大変混雑いたします。受付票の記入に手間取り、結果、予約時間に指導を開始出来ない方もいらっしゃいます。受付の混雑緩和と待ち時間の短縮を図るため、「令和4年分確定申告のご案内」の中の15ページ「令和4年分所得税確定申告指導受付票」・16ページ「所得税確定申告指導確認票」・18ページ「所得税確定申告に必要な資料の確認表」を事前に記入し、事務局来局の際にご持参ください。ますよう、お願い申し上げます。

◎消費税の指導について

「消費税確定申告指導会のご案内」(新聞型製本冊子)のとおり、消費税の指導会は3月17日(金)、20日(月)、22日(水)の予約制となります。所得税の確定申告と同時の指導は出来ませんので、ご了承ください。

◎昼食時間の対応について

事務局は12時～午後1時は休憩時間となります。12時～午後1時の間のご来局、電話対応はお断りしておりますので、ご了承ください。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

一般社団法人

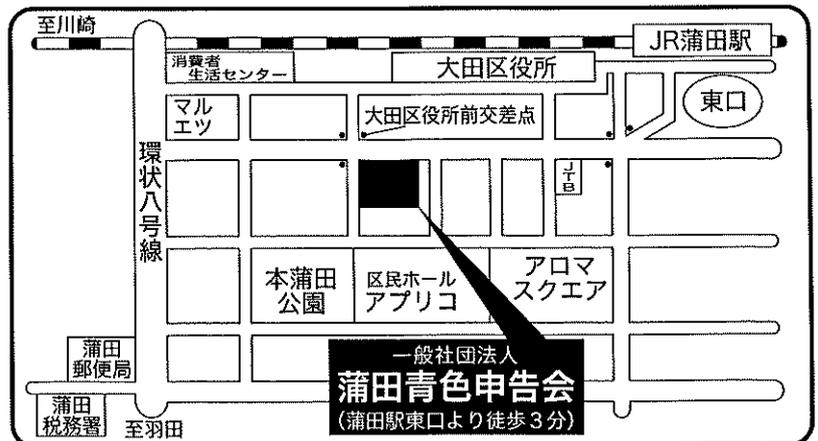
蒲田青色申告会

入会金 2,000円

会費 年額24,000円

(月額2,000円)

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381



一月事業報告

五日～	〇日	年末調整指導会	事務局
一二日		東青連新年賀詞交歓会	事務局
一三日		ホテルグランドヒル市ヶ谷	事務局
		蒲田税務五団体連絡協議会	蒲田税務署
一九日		執行部会	事務局
二三日～	二七日	確定申告が初めての方の指導会	事務局
三〇日		理事会	事務局
三〇日～	三一日	所得税確定申告指導会	事務局
三二日		確定申告説明会	消費者生活センター
			事務局